

公示送達書

習志野都市計画事業鷺沼特定土地区画整理事業において、一部の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第2項の規定による工作物等除却通知及び照会は、送付を受けるべき者が受領を拒んだ又は送付すべき場所を確定することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条5項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

令和8年2月24日

習志野市鷺沼土地区画整理組合
理事長 渡邊 勇



記

通知の内容

貴殿が所有する当該工作物等は、習志野都市計画事業鷺沼特定土地区画整理事業の施行のため、令和8年9月30日までに除却していただくことになりましたので通知します。前記の期限後は、土地区画整理法第77条第8項の規定に基づき、本組合が直接、除却の工事を行うこととなりますので、貴殿が前記の期限までに自ら除却される意思があるか否かを添付の回答書により、令和8年3月31日までにご回答下さい。

以上、土地区画整理法第77条第2項の規定に基づき通知及び照会します。

(教示)

この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に千葉県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から6箇月以内に習志野市鷺沼土地区画整理組合を被告として通知の取消しの訴訟を提起することができます。

なお、この通知は千葉県習志野市鷺沼四丁目12番11号地先にある株式会社竹中土木習志野市鷺沼土地区画整理造成作業所の掲示場に掲示しています。

文中のこの通知書を受け取った日は、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日となります。

伊東 貞一 様

習志野都市計画事業 鷺沼特定土地区画整理事業
施行者 習志野市鷺沼土地区画整理組合
代表者 理事長 渡邊 勇



工作物等除却通知及び照会

貴殿が所有する下記工作物等は、土地区画整理事業の施行のため、令和8年9月30日までに除却していただくことになりましたので通知します。前記の期限後は、土地区画整理法第77条第8項の規定に基づき、施行者 習志野市鷺沼土地区画整理組合が除却工事を行うこととなりますので、貴殿が前記の期限までに自ら除却される意思があるか否かを添付の回答書により、令和8年3月31日までにご回答下さい。

なお、回答のない場合については、自ら除却する意思はないものとして取り扱いますので、ご注意下さい。

以上、土地区画整理法第77条第2項の規定に基づき、通知及び照会します。

<教示>

この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に千葉県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から6箇月以内に習志野市鷺沼土地区画整理組合を被告として通知の取消しの訴訟を提起することができます。

記

所在地	構造及び数量	摘要
千葉県習志野市鷺沼五丁目 1444-2	工作物・立竹木	

(注意事項)

- 自ら除却する場合の除却及び移転に対する補償金については、別途協議させていただきます。
- 除却完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署のうえ、ただちに習志野市鷺沼土地区画整理組合へ届けてください。

令和8年 月 日

習志野都市計画事業 鷺沼特定土地区画整理事業
施行者 習志野市鷺沼土地区画整理組合
代表者 理事長 渡邊 勇 殿

住 所

氏 名

印

回 答 書

令和8年2月16日付け 鷺区組発第7-253号により照会のあった下記工作物等の除却について、次のとおり回答いたします。

1. 除却の意思 有 無 (有無のいずれかを○で囲んでください。)

記

所在地	構造及び数量	摘要
千葉県習志野市鷺沼五丁目 1444-2	工作物・立竹木	